35歳未満の方へ　地域企業就業支援事業

都内の中小企業で働きたい方を支援します

安定した就労を希望しているものの就職先が決まらない35歳未満の方を対象に、都内の中小企業への就業を支援します。

区が委託する人材派遣会社㈱パソナと約3か月半の雇用契約を結び、社会人基礎研修（OFF-JT）を1か月受けた後、都内の中小企業で約2か月半の職場実習（OJT）を行います。

期間中は随時キャリアカウンセリング等のフォローアップを実施し、事業終了後の実習先での直接雇用に向けて支援します。

OFF-JT、OJT期間中は、給与が支払われます。

【対象】区内在住で25年10月1日現在の年齢が35歳未満の失業者の方、30名（25年3月以降に高校・大学等を卒業した未就職卒業者も対象）

※これまで事業に参加した方は対象になりません。

【申込み】電話で6月5日㈬までに、㈱パソナ☎（6734）1325（月～金曜日午前9時～午後5時30分）へ。

※申し込み後、㈱パソナによる書類審査や面接があります。

【事業の問合せ】消費者支援等担当課消費生活係（第2分庁舎3階）☎（5273）3925・FAX（5273）3110へ。

中小企業の経営やものづくり産業を応援します

(1) 中小企業の経営を支援

●ビジネスアシスト新宿

中小企業診断士等派遣

「販路拡大、海外展開についてアドバイスがほしい」「経営を合理化したい」「売り上げを伸ばすために効果的な商品のレイアウトは？」など、中小企業の経営課題の解決のため、専門家（中小企業診断士等）を無料で派遣します。複数回の利用もできます。

【対象】次のいずれかに該当する区内の中小企業・商店等

▼経営上の課題を把握し、解決を目指す方

▼経営基盤の確立を目指す方

▼事業計画等の再構築や財務内容の改善を目指す方

【相談内容】経営一般、事業計画の立て方、マーケティング戦略ほか

(2) ものづくり産業を支援

●ものづくり産業支援事業補助金

区内の中小企業・団体等が実施する製品や技術の開発、販路開拓や海外展開のための準備事業を対象に、事業費の一部を補助しています。25年度は5件を募集します。

【補助金額】1件に付き100万円を限度（補助対象経費の3分の2以内）

(3) 新宿ものづくりマイスター「技の名匠」の認定

●認定候補者募集

区内のものづくり産業の振興を目的に、他の模範となる方を「新宿ものづくりマイスター（技の名匠）」に認定しています。

24年度は染色業のほか、革製品製造業・婦人靴製造業・管楽器修理業の分野で活躍する5名の方を認定しました。

【対象】区内の事業所で製造業（食品関係を除く）に10年以上従事し、優れた技術を持ち、後進の指導に取り組んでいる方

【選考方法】現地調査、書類・面接審査

【申請・問合せ】所定の申込書を、(2)は6月21日㈮、(3)は6月10日㈪までに産業振興課産業振興係（西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）☎（3344）0701・FAX（3344）0221へ。(1)の申し込みは同係で随時受け付けています。応募方法等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。申込書は同係で配布しています。

国民健康保険のお知らせ

25年度の国民健康保険料は必ず納めましょう

保険料の改定

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています（25年度の保険料は下図のとおり改定）。

保険料のお支払い

25年度の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は6月～26年3月の10回に分けてお支払いください。納付書は、6月と10月に発送します。

※25年1月2日以降に新宿区に転入した方には、均等割額のみをお知らせした納入通知書をお送りします。その後、前住所地の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

資格の取得・喪失の届け出は14日以内に

●やむを得ず遅れた場合でも必ず届け出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です（自動的には切り替わりません）。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

▼勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入する方

資格喪失証明書（扶養家族がいないときは退職証明書でも可）をお持ちください。厚生年金・共済年金の受給資格がある方は、年金証書もお持ちください。

▼新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめる方

国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。

※代理人が届け出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等）をお持ちください。

25年度の住民税の申告を

保険料は、24年の総所得金額等に基づいて計算します。25年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

25年度の国民健康保険料　【算定基礎額】24年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額

基礎賦課額（医療分）		後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）		介護納付金賦課額（介護分）		
均等割額 30,600円 ×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の25年度の算定基礎額 ×（100分の6.02）	＋	均等割額 10,800円 ×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の25年度の算定基礎額 ×（100分の2.34）	＋	均等割額 15,000円 ×世帯の加入者のうち40歳～65歳未満の方の人数 ＋ 所得割額 世帯の加入者のうち40歳～65歳未満の方の25年度の算定基礎額 ×（100分の1.64）	＝	年間保険料
（賦課限度額51万円）		（賦課限度額14万円）		（賦課限度額12万円）		

保険料は、病気やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。皆さんが医療機関にかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料で賄われています。国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険料を納める義務もあります。

保険料を納めない方がいると、国民健康保険の運営が困難になり、医療費を賄えなくなります。必ず納めましょう。

24年度分までの保険料を完納していない方は、至急、納めてください。

保険料を納めないと

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください。

▼督促や催告をしても納めない場合…通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証（短期証）を交付します。

▼納期限から1年を過ぎても滞納している場合…被災等の特別な事情がある方を除き、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば保険診療として取り扱われますが、医療費は通常の自己負担分（2割・3割）ではなく、全額を支払うことになります。後日、申請により、保険者負担分をお返しします。

▼納期限から1年6か月を過ぎても滞納している場合…保険給付の全部または一部を差し止めます。差し止めた保険給付額は保険料に充てます。

※法の定めにより、右記とは別に滞納処分（財産の差し押さえ）を行う場合があります。

【問合せ】医療保険年金課納付相談係（本庁舎4階）☎（5273）3873・4530へ。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進などにご利用いただけます。

▼保養施設…全国の「かんぽの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布する「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▼夏季保養施設…7月下旬～8月下旬に、低料金で利用できる施設を開設します。詳しくは、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】医療保険年金課庶務係（本庁舎4階）☎（5273）4078へ。

国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

①檜原温泉センター 数馬の湯
【所在地】檜原村2430

②奥多摩温泉 もえぎの湯
【所在地】奥多摩町氷川119―1

③秋川渓谷 瀬音の湯
【所在地】あきる野市乙津565

④生涯青春の湯 つるつる温泉
【所在地】日の出町大久野4718

【利用料金】①②は大人400円・小学生200円（ほかに入湯税が必要）、③④は大人600円・小学生200円